

国立大学法人鳴門教育大学役員規則

平成22年 3月24日

規則第 2 号

改正 平成27年 3月24日規則第17号

平成28年 2月10日規則第 3 号

令和 2年 3月19日規則第11号

令和 4年 3月 9日規則第12号

令和 5年 2月20日規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条から第16条及び国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第2項の規定に基づき、役員職務、任期等について定める。

(学長)

第2条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）を代表し、その業務を総理する。

2 学長の任期、選考及び解任等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て別に定める。

3 学長に事故があるときはその職務を代理する者を、あらかじめ理事のうちから指名する。

4 学長が欠員のときはその職務を行う者を、あらかじめ理事のうちから指名する。

(理事)

第3条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。

2 理事は、次のとおり職務を分掌する。

(1) 研究・入試・学生支援担当

(2) 教育・改革・国際担当

(3) 地域連携・附属学校担当

3 理事の選考、任期及び解任等に関し必要な事項は、別に定める。

(監事)

第4条 監事は、本法人の業務を監査する。

2 監事の監査に関し必要な事項は、別に定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、監事が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事は、再任されることができる。

(忠実義務)

第5条 役員は、その業務について、法令、法令に基づいて行われる文部科学大臣の処分及び本法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、本法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(報告義務)

第6条 役員（監事を除く。）は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 役員は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

(細則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において監事の職にある者の任期は、改正後の第4条第3項の規定に関わらず、従前どおりとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。